

議案第11号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

令和4年3月30日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|-------|-----------------|---|-------|------------------|
| （組織） 第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。 | | | （組織） 第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。 | | |
| 部 | 課等 | 教育機関等 | 部 | 課等 | 教育機関等 |
| 教 育 部 | （略） | | 教 育 部 | （略） | |
| | 保健給食課 | <u>学校給食センター</u> | | 保健給食課 | <u>学校給食共同調理場</u> |
| | （略） | | | （略） | |
| （事務分掌） 第3条 教育政策課の事務分掌は、次のとおりとする。 （1）～（4） （略） （5） 公印の <u>管理等</u> に関すること。 （6）～（21） （略） 2～6 （略） （職の設置） 第5条 （略） | | | （事務分掌） 第3条 教育政策課の事務分掌は、次のとおりとする。 （1）～（4） （略） （5） 公印の <u>管守</u> に関すること。 （6）～（21） （略） 2～6 （略） （職の設置） 第5条 （略） | | |

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館、二川宿本陣資料館及び地下資源館に館長を、学校給食センターにセンター長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)

(職務)

第6条 (略)

2 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食センター長、文化財センター所長、二川宿本陣資料館長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～6 (略)

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館、二川宿本陣資料館及び地下資源館に館長を、学校給食共同調理場に場長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)

(職務)

第6条 (略)

2 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食共同調理場長、文化財センター所長、二川宿本陣資料館長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～6 (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。